

第 303 回 企業会計基準委員会議事概要

I. 日 時 平成 27 年 1 月 9 日 (金) 13 時 30 分～17 時 00 分

II. 場 所 財務会計基準機構 会議室

III. 議 題

(審議事項)

- (1) IASB ディスカッション・ペーパー「料金規制の財務上の影響の報告」へのコメント対応
- (2) IASB 公開草案「子会社、ジョイント・ベンチャー、関連会社への相場のある投資の公正価値測定」へのコメント対応
- (3) IFRS のエンドースメントに関する作業部会における検討状況
- (4) 税効果会計専門委員会における検討状況
- (5) 改正実務対応報告「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い（その 1）（案）」及び「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い（その 2）（案）」【公表議決】
- (6) 「中小企業の会計に関する指針」について

IV. 議事概要

(審議事項)

- (1) IASB ディスカッション・ペーパー「料金規制の財務上の影響の報告」へのコメント対応

関口常勤委員及び丸岡専門研究員より IASB ディスカッション・ペーパー「料金規制の財務上の影響の報告」へのコメント対応について説明がなされ、審議が行われた。

本日の委員会では、第 302 回企業会計基準委員会（2014 年 12 月 18 日開催）で頂いた意見や市場関係者との対話を踏まえて修正したコメントレター（案）の記載内容について、審議が行われた。審議の結果、字句等の修正は委員長に一任することを前提に、IASB に提出することが了承された。

- (2) IASB 公開草案「子会社、ジョイント・ベンチャー、関連会社への相場のある投資の公正価値測定」へのコメント対応

関口常勤委員及び宮治専門研究員より IASB 公開草案「子会社、ジョイント・ベンチャー、関連会社への相場のある投資の公正価値測定」へのコメント対応について説明がなされ、審議が行われた。

本日の委員会では、第 302 回企業会計基準委員会（2014 年 12 月 18 日開催）で頂いたコメントを受けて修正したコメントレター（案）の記載内容について、審議が行われた。審議の結果、字句等の修正は委員長に一任することを前提に、IASB に提出することが了承された。

- (3) IFRS のエンドースメントに関する作業部会における検討状況

小賀坂副委員長及び紙谷ディレクターより IFRS のエンドースメントに関する

る作業部会における検討状況について説明がなされ、審議が行われた。

本日の委員会では、第 19 回（2014 年 12 月 22 日開催）及び第 20 回（2015 年 1 月 6 日開催）の IFRS のエンドースメントに関する作業部会における検討状況を踏まえ、「修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）」の公開草案に寄せられたコメントへの対応について、審議が行われた。

(4) 税効果会計専門委員会における検討状況

小賀坂副委員長及び前田ディレクターより税効果会計専門委員会における検討状況について説明がなされ、審議が行われた。

本日の委員会では、第 12 回税効果会計専門委員会（2014 年 12 月 25 日開催）において検討された「監査委員会報告第 66 号に関する具体的な対応案の検討」「監査委員会報告第 66 号に関する具体的な対応案の方向性（アプローチ 1 かアプローチ 2 か、もしくはアプローチ 2 における部分的な対応か）の検討」及び「仮にアプローチ 2 によるとした場合の具体的な目次案及び文案の検討」について、審議が行われた。

また、「本年度税制改正によって生じ得る影響を考慮すると、今回の見直しは最低限のものとし、2015 年 3 月期決算で早期適用できるように適用指針を最終化すべき」との意見についても審議が行われ、2015 年 3 月末までに、公開草案を経て適用指針を最終的に公表し、2015 年 3 月末の決算で適用できるようにすることは難しいものと判断された。

(5) 改正実務対応報告「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い（その 1）（案）」及び「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い（その 2）（案）」【公表議決】

小賀坂副委員長及び前田ディレクターより改正実務対応報告「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い（その 1）（案）」及び「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い（その 2）（案）」について説明がなされ、審議・採決が行われ、字句等の修正は委員長に一任することを前提に、出席委員全員の賛成をもって公表することが承認された。

(6) 「中小企業の会計に関する指針」について

新井副委員長より「中小企業の会計に関する指針」の概要、当該指針の改正にあたっての当委員会における手続とともに、「中小企業の会計に関する指針」（平成 26 年版）の公開草案で提案されている改正内容、改正スケジュール案が説明され、審議の結果、当委員会として日本公認会計士協会、日本税理士会連合会、日本商工会議所と連名で公開草案を公表することが了承された。

以 上